

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則

条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）
第 5 章 環境への負荷の低減に関する措置 第 2 節 建築物に係る環境への負荷の低減 （建築物環境配慮指針の策定） 第 91 条 市長は、建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷の低減に係る措置について配慮すべき事項についての指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。 2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。 （建築物に係る環境への負荷の低減） 第 92 条 建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 （建築物環境計画書の作成等） 第 93 条 規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。 （1）特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2）特定建築物の名称及び所在地 （3）特定建築物の概要 （4）地球温暖化の防止のための措置 （5）その他規則で定める事項 2 市長は、規則で定める特定建築物に係る建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。	第 4 章 環境への負荷の低減に係る措置 第 1 節 建築物に係る環境への負荷の低減 （特定建築物の規模） 第 78 条 条例第 93 条第 1 項の規則で定める規模は、床面積（増築の場合にあっては増築部分の床面積）の合計が、2,000 平方メートルとする。 （建築物環境計画書の届出） 第 79 条 条例第 93 条第 1 項の規定による届出は、工事に着手する予定の日の 21 日前までに、建築物環境計画書届出書（第 31 号様式）によって行わなければならない。 2 条例第 93 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 （1）資源の適正な利用のための措置 （2）建築物の敷地外環境の保全のための措置 （3）建築物の環境への負荷の程度を評価するために必要な建築物の性能に関する事項（建築物環境計画書の公表） 第 80 条 条例第 93 条第 2 項の規則で定める特定建築物は、すべての特定建築物とする。 2 条例第 93 条第 2 項（条例第 94 条第 2 項及び第 95 条第 2 項において準用する場合を含

(建築物環境計画書の変更) 第 94 条 前条第 1 項の規定により建築物環境計画書を届け出た者は、当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他の規則で定める変更についてはこの限りでない。 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出（前条第 2 項の規則で定める特定建築物に係るものに限る。）があった場合について準用する。 (工事完了の届出) 第 95 条 第 93 条 1 項の規定により建築物環境計画書を届け出た者は、特定建築物の新築等に係る工事（前条第 1 項の変更に係る工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 2 第 93 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出（第 93 条第 2 項の規則で定める特定建築物に係るものに限る。）があった場合について準用する。 (指導及び助言) 第 96 条 市長は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置が、建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。 (勧告) 第 97 条 市長は、第 93 条第 1 項、第 94 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。	む。)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 住宅都市局内での閲覧 (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表 (建築物環境計画書の変更の届出) 第 81 条 条例第 94 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境計画書変更届出書（第 32 号様式）によって行わなければならない。 (工事完了の届出) 第 82 条 条例第 95 条第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から 15 日以内に、特定建築物工事完了届出書（第 33 号様式）によって行わなければならない。
--	---